

山口県PPP/PFI手法導入優先的検討指針

極めて厳しい財政状況の下、公共投資額をできる限り抑制しながら、住民生活や経済活動等に必要な社会資本を整備し、効率的・効果的な公共サービスを提供することが、公共施設等の管理者に課せられた重要な政策課題となっている。

こうした中で、PPP(Public Private Partnership)/PFI(Private Finance Initiative)手法は、公共部門が担ってきた「社会資本整備を伴う公共サービスの提供」業務を、施設等の設計、建設、維持管理、運営等を一体として民間に委ね、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用しようとするものであり、低廉で良質な公共サービスの提供や事業コストの縮減につながるとともに、民間事業者の新たな事業機会を創出することも期待できるものであることから、より一層効率的・効果的な公共サービスの提供を図る上で重要なものとなってきている。

本県では、平成17年度から、公の施設の管理について指定管理者制度を導入するとともに、県が実施する公共施設整備事業に関してPFI手法の導入の可能性を検討し、その結果、効果が見込まれるものについて、適切な導入を進めてきたところであるが、今後、これまでの取組を継続し、さらに推進していくため、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程を策定する。

1 総則

(1) 目的

本規程は、多様なPPP/PFI手法導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討（以下「優先的検討」という。）するにあたり、必要な手続き及び基準等を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ア PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- イ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- ウ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- エ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- オ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- カ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権

キ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営またはこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。

ク 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(3) 対象とする PPP/PFI 手法

本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

| | |
|-----------------------------------|--|
| ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法 | 公共施設等運営権方式 指定管理者制度 (※別に定める「指定管理者制度ガイドライン」に基づく) 包括的民間委託 O 方式 (運営等 Operate) |
| イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法 | BTO 方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate) BOT 方式 (建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer) BOO 方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate) DBO 方式 (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate) RO 方式 (改修 Rehabilitate-運営等 Operate) |
| ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法 | BT 方式 (建設 Build-移転 Transfer) (民間建設買収方式) 民間建設借上方式及び特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。) |

2 優先的検討規程の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

3 優先的検討規程の対象となる事業

次の (1) (2) に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（改築も含む。）
 - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

- (3) 対象事業の例外
次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。
 - ア 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
 - イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
 - ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
 - エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
 - オ これまで導入の検討を行った公共施設整備事業（運営等の見直しを行わない場合に限る。）

4 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特注、希望等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- ア 指定管理者制度 次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略
- イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が典型的なものに該当する場合におけるBTO方式 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施
- ウ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と作用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされて

いる場合における当該採用手法 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価（定量評価）

別紙1のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下、「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 民間事業者の適正な利益及び配当
- エ 調査に要する費用
- オ 資金調達に要する費用
- カ 利用料金収入

(2) 定性評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、(1)にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを定性的に評価することにより採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ア 事業の適合性
 - ・民間の創意工夫の発揮余地があるか
 - ・安定的・継続的なサービスの需要の確保が可能か
 - ・民間事業者に管理運営のノウハウがあるか
 - ・競争性を確保できるか
 - ・他県等に同種の施設の実施例はあるか
- イ 制度上の制約
 - ・事業主体が民間事業者になれるか
 - ・国庫補助、起債に関する制約があるか
- ウ 効果の大きさ
 - ・サービスの質の向上が図れるか

6 詳細な検討

5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以

外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

(1) 簡易な検討の結果の公表

ア 費用総額の比較による評価の結果の公表

(ア) 費用総額の比較による評価の結果の公表

5 (1) の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後適切な時期
- PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続きの終了後等適切な時期

(イ) 定性評価の結果の公表

5 (2) の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、適切な時期
- PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 (6 の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続きの終了後適切な時期

(2) 詳細な検討の結果の公表

6 の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

イ PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 (6 の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続きの終了後等適切な時期

8 導入検討の手順

(1) 導入可能性調査実施事業の決定

- ア 事業担当部局は、検討対象事業について検討した結果、導入を検討すると判断した場合、別紙「PPP/PFI 手法導入検討調書」を PPP/PFI 手法導入調整会議に提出し、導入可能性調査実施の判断を求めるものとする。
- イ PPP/PFI 導入調整会議は、「PPP/PFI 手法導入検討調書」をもとに、PPP/PFI 手法導入の可能性の有無について検討し、可能性がある判断される場合には、当該事業について、PPP/PFI 手法導入可能性調査の実施を決定する。
- ウ 事業担当部局は、PPP/PFI 手法導入可能性調査に必要な調査委託経費等に係る予算の要求を行う。

(2) PPP/PFI 手法の導入の決定

- ア 事業担当部局は、専門的知識を有する外部アドバイザー（委託契約）を活用しながら、また、PPP/PFI 手法導入調整会議の支援を得て、以下の事項等について PPP/PFI 手法導入可能性調査の実施を決定する。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の参加意欲の有無（ヒアリング、アンケート調査等） ・ 最適な事業形態及び事業方式 ・ 想定されるリスクとその最適な分担方法 ・ 金利・割引率等の見込み ・ 公的支援（補助金、公的融資、税制優遇等）の適用可能性 ・ 事業採算性の見込み ・ VFM (Value For Money) の算定 等 |
|---|

- イ PPP/PFI 手法導入調整会議は、導入可能性調査の結果を踏まえ、PPP/PFI 手法を導入することが適当であると判断される場合は、「PPP/PFI 手法導入方針(案)」を作成し、知事協議を行う。
- ウ 知事協議の結果、PPP/PFI 手法を導入することが決定した場合、事業担当部局は、当該事業を適切な PPP/PFI 手法により実施するものとする。

9 事業実施

PPP/PFI 手法が決定した事業については、事業担当部局において、以下の実施プロセスのとおり手続きを進めていくものとする。

なお、事業担当部局に対しては、PPP/PFI 手法導入調整会議により、全庁的に支援していくものとする。

【事業の実施プロセス（参考）】

| 事業のプロセス | 事業担当部局の対応 | |
|----------------------------------|--|--|
| <ステップ1> 事業の導入方針決定 | 「8 導入検討の手順」による | |
| <ステップ2> 実施方法の策定及び公表（PFI 法第5条） | ①PPP/PFI 手法導入アドバイザーの選定 ②事業者選定委員会（仮称）の設置 | ①財務・法務・技術の専門知識、ノウハウを有する民間のアドバイザーを選定・活用する。 ②実施方針の策定の検討段階から事業者選定委員会を設置する。 |

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ③実施方針の策定 ④実施方針の公表 ⑤質問受付、回答 | <ul style="list-style-type: none"> ③事業の内容や民間事業者の募集など、事業の実施に関する方針（実施方針）を定める。 ④⑤実施方針は公表し、民間からの質問、提案を受け、回答する（回答は原則として公開）。 |
| <p><ステップ3> 特定事業の評価、選定、公表（PFI 法第7条）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①特定事業の評価 ②特定事業の選定、公表 ③債務負担行為の決定 （県議会による議決） | <ul style="list-style-type: none"> ①特定事業（PPP/PFI 手法を導入する事業）としてのVFMを検証する。 ②特定事業として正式に決定し、公表する。 ③想定事業期間にわたる毎年の支払いを担保するため、入札公告前までに債務負担行為を設定する。 |
| <p><ステップ4> 民間事業者の募集、評価、選定、公表（PFI 法第8条）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①入札公告、説明会の実施、説明受付・回答 ②入札参加資格の確認 ③事業者選定委員会（仮称）における審査 ④落札事業者の決定 ⑤基本協定の締結 | <ul style="list-style-type: none"> ①総合評価一般競争入札を基本とする。 ③④事業者選定委員会（仮称）の入札書（提案書）の評価により、落札者を決定しその結果を公表する（応募者がいない等の場合、特定事業の選定の取消有り。） |
| <p><ステップ5> 契約の締結等（PFI 法第12条）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①契約書案の作成 ②仮契約の締結、議会の議決 ③契約の締結 | <ul style="list-style-type: none"> ①選定事業者と契約条件の交渉を行う。 ②維持管理・運営経費を除く施設買入れ等の金額が「5億円以上」となるPFI契約は、予め議会の議決を得る。 |
| <p><ステップ6> 事業実施、監視（PFI 法第14条）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①事業の監視 | <ul style="list-style-type: none"> ①設計、建設、維持管理、運営の各段階において、契約に定めた範囲内で事業の監視（モニタリング）を行う。 |
| <p><ステップ7> 事業の終了</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①資産の取扱い ②事後評価 | <ul style="list-style-type: none"> ①土地の明け渡し等、予め契約に定められた資産の取扱いに則った措置を講じる。 ②今後の課題等について事後評価を行う。 |

10 民間事業者からの発案の取扱い

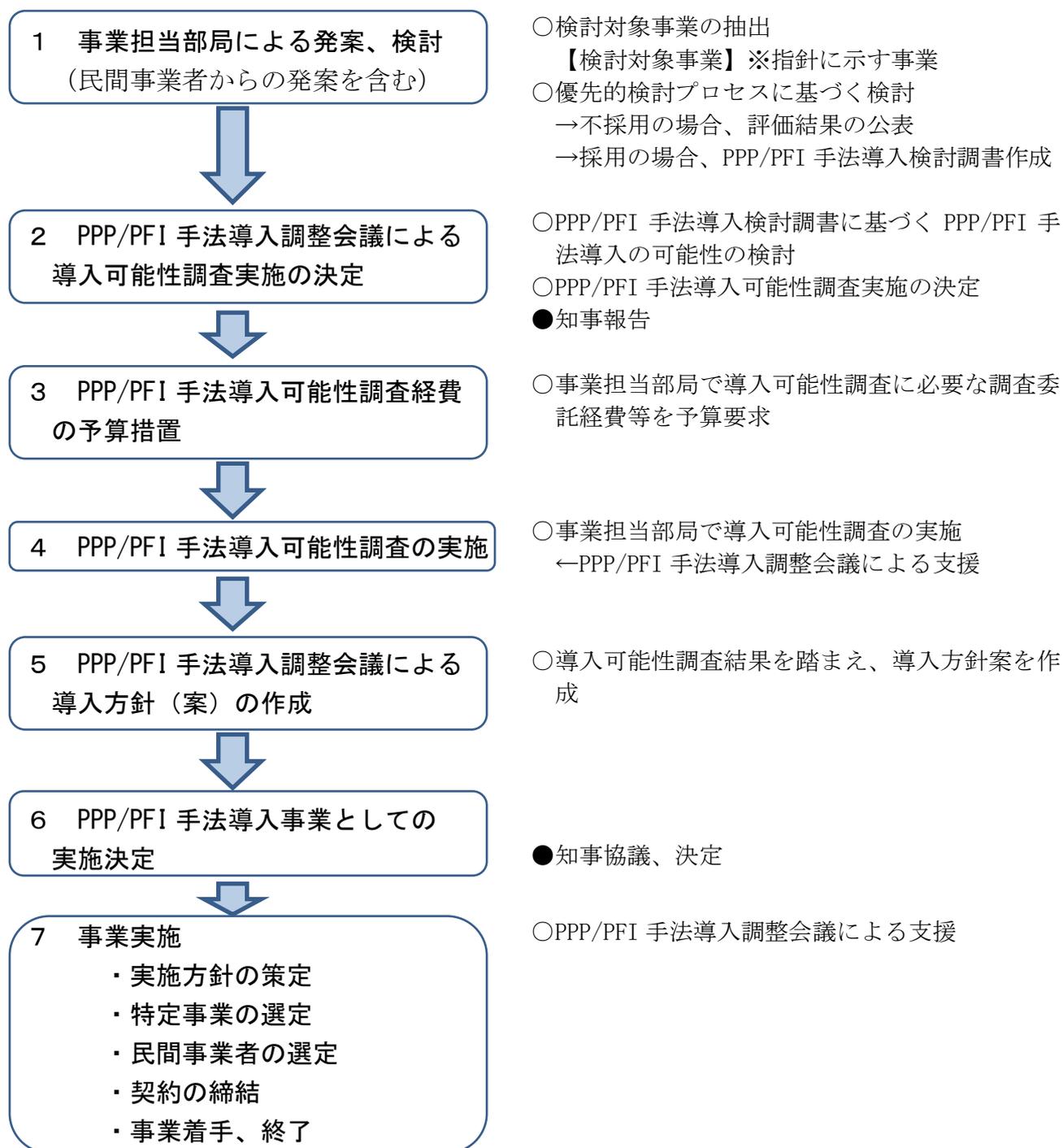
PFI 法は、民間事業者からの事業の発案が想定されているが、民間事業者からの発案があった場合、次のとおり取り扱うものとする。

【受付】 民間事業者からの発案は、各事業担当部局において受け付ける。

【検討】 事業担当部局は、県の事業計画との整合性や県事業としての妥当性・必要性について、PPP/PFI 手法導入作業の流れに沿って検討を行う。

なお、県が実施する PPP/PFI 手法導入事業として適当と判断されない場合、その判断の結果及び理由を、速やかに発案者に通知するとともに、発案者の権利・利益等に影響を及ぼさない範囲内で、事業案の概要、判断の結果及び理由について公表するものとする。

PPP/PFI 手法導入作業の流れ



< PPP/PFI 手法導入調整会議 >

【構成員】

総合企画部次長（会長）

● 1号委員

政策企画課、人事課、財政課、管財課、学事文書課、建築指導課の課長

● 2号委員（必要に応じて出席）

各部局主管課長及び実施例のある課の課長

【事務局】

政策企画課政策班

PPP/PFI 手法導入検討調書

| | | | | | | | |
|-----|--|-----|--|------|--|----|--|
| 部局名 | | 担当課 | | 担当者名 | | 内線 | |
|-----|--|-----|--|------|--|----|--|

| | | |
|--|--|-------|
| 事業名 | | 新設・建替 |
| <p>【事業概要】</p> <p>1 目的</p> <p>2 事業の必要性</p> <p>3 施設の概要</p> <p>4 事業実施想定スケジュール</p> <p>5 現在の状況及び実施に当たっての課題</p> <p>6 評価結果 ※別紙評価調書等の添付でも可</p> <p>(1) 簡易な定量評価</p> <p>(2) 定性評価</p> <p>(3) 詳細な検討</p> | | |

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

| | 従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら 整備等を行う手法) | 採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法) |
|--------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 整備等(運営等 を除く。)費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 運営等費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 利用料金収入 | | |
| <算出根拠> | | |
| 資金調達費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 調査等費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 税金 | | |
| <算出根拠> | | |
| 税引後損益 | | |
| <算出根拠> | | |
| 合計 | | |
| 合計(現在価 値) | | |
| 財政支出削減 率 | | |
| その他 (前提条件等) | | |

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

| | |
|-----------------------|--|
| 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用 | |
| 公共施設等の運営等の費用 | |
| 民間事業者の適正な利益及び配当 | |
| 調査に要する費用 | |
| 資金調達に要する費用 | |
| 利用料金収入 | |

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

| | |
|-----------------------|--|
| 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用 | |
| 公共施設等の運営等の費用 | |
| 利用料金収入 | |
| 資金調達に要する費用 | |
| 調査に要する費用 | |
| 税金 | |
| 民間事業者の適正な利益及び配当 | |

(3) その他の仮定

| | |
|------|--|
| 事業期間 | |
| 割引率 | |